

(別紙3)：家庭内における感染対策

1. ご家族の方が新型コロナウイルス感染症の陽性又は濃厚接触者となるなど、感染の可能性が高いと考えられる時は、2日前までの行動状況を確認してください。

2. 保護者や子どもが風邪や熱などの症状が出た場合は、軽い症状であっても、仕事や保育所等を休んで、かかりつけ医又は健康相談センターに連絡の上、早めに医療機関へ受診してください。

※子どもの面倒を見るために仕事を休む保護者の方は、「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金」を活用することができますのでその場合は、島根労働局へお問い合わせください。

3. 子どもが登園後に、症状が出たと保育所から連絡があった場合には、速やかに、かかりつけ医又は健康相談センターに連絡の上、早めに医療機関へ受診してください。

4. 子どもは、必ずしもマスクを着用する必要はありません。

- ・従来どおり、2歳未満の子どもは、マスクを着用する必要はありません。
- ・2歳以上の子どもは、個々の発育状況や体調等に個人差があることや夏場にかけての熱中症防止の観点から他者との身体的距離に関わらず、マスクの着用を一律に求める必要はありません。

5. 石鹸を用いて、こまめも手洗い（1回30秒）をお願いします。

- ・なるべく家の中にウイルスを持ち込まないように、帰宅時などにこまめに手洗いをしてください。

6. 食器やタオル等の共用を避けてください。

- ・顔や体に触れるタオルは個別に使用する、
- ・食事はできるだけ小分けにする、大皿料理でも小分け用の箸を準備するなど共用する機会を少なくしてください。

7. 家族が良く使う場所等は、できる範囲での消毒をしてください。

※界面活性剤を含む家庭内洗剤やアルコール消毒液（濃度70%～80%エタノール）又は塩素系漂白剤（濃度0.05%の次亜塩素酸ナトリウムで拭いた後に水拭き）を用いて、よく手が触れる場所を拭き掃除又は消毒をしてください。

8. 離れた2か所の窓を開け、空気の流れを作るなど、定期的に換気をしてください。

※換気について、令和4年7月14日のコロナ分科会提言においてエアロゾル感染に対応した室内の効果的な換気等が別紙「【参考資料】コロナ分科会提言（効果的な換気の提言）」のとおり紹介されていますので、参考にしてください。

※4～8の情報については、以下の島根県HPでも確認することが出来ますので、ご確認ください

島根県HP（新型コロナウイルス感染症の対策について） ※家庭内での感染対策
https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/yakuji/kansensyo/other/topics/covid-19_taisaku.html